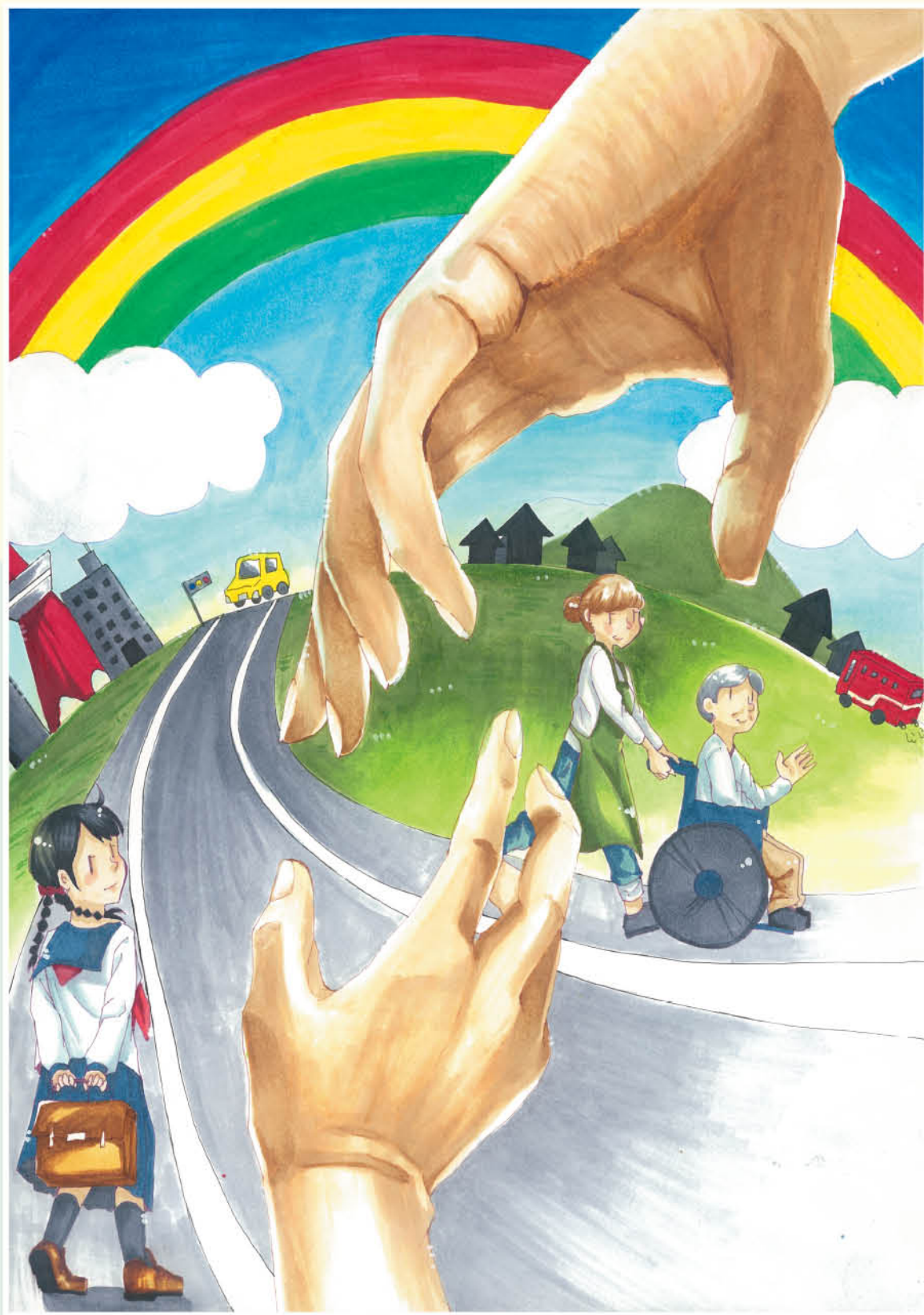


みんなが輝く どんなときも支え合える 理想のまち

第3期 みどり市地域福祉計画

地域福祉活動計画 令和2年度～令和6年度



群馬県 みどり市・みどり市社会福祉協議会

表紙のイラストは、桐生大学短期大学部アート・デザイン学科大谷咲貴さん、
裏表紙は原口萌香（上段）さん、小松原地星（下段）さんの作品です。

はじめに



みどり市では、市の目指すべき将来像を「輝くひと 輝くみどり 豊かな生活創造都市」とし、全ての市民が自然と共生しながらいきいきと暮らせるよう、さまざまな施策を展開しています。

みどり市地域福祉計画は、平成22年に第1期計画を策定してから、その基本理念「**み**みんなが輝く **ど**どんなき時も支え合える **り**理想のまち」を継承し、市、社会福祉協議会、市民がそれぞれの役割を実行し、また、それぞれが連携・協働することで地域福祉を推進してきました。

この間、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、地域で暮らしていくうえでの課題は、さまざまな分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

このような課題を解決するため、国は「地域共生社会の実現」を掲げ、平成30年には社会福祉法が一部改正されました。この改正により、各自治体では住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して地域課題の解決を試みる体制の整備や、複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築、そして地域福祉計画の充実が図られることになりました。

これを受けて、第3期みどり市地域福祉計画・地域福祉活動計画においては、地域課題の早期発見と、地域と関係機関との更なる連携による地域課題の解決、そして福祉の担い手の育成に重点を置いて策定作業を進めてきました。この第3期計画を実現するためには、市や社会福祉協議会をはじめとした関係機関の横断的な連携のみならず、何より市民の皆様が地域福祉への関心を持っていただき、積極的に参加していただくことが重要と考えます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきましたみどり市地域福祉計画策定懇談会委員の皆様をはじめ、座談会やアンケート、ヒアリングなどで貴重なご意見をいただきました市民、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

みどり市長 **須藤 昭男**

第3期みどり市地域福祉活動計画の

策定にあたって



みどり市社会福祉協議会では、平成22年に第1期みどり市地域福祉活動計画、平成27年に第2期地域福祉活動計画を策定し、行政と連携のもと「みんなが輝く どんなときも支え合える 理想のまち」をキャッチフレーズに地域福祉の推進を図ってまいりました。

この10年の間で、私たちを取り巻く社会環境は大きく変容しました。昨今、さまざまな地域課題が複雑化し、複合化している状況が浮き彫りとなってきたほか、自然災害も相次ぎ、迅速な対応が求められることはもちろん、平時の住民による助け合い・支え合いの強化が不可欠となってきました。

変化している社会情勢を踏まえ、今までの10年で取り組んできた地域福祉活動の実践を振り返り、見直しや発展させるべき項目を再検討し、このたび第3期みどり市地域福祉活動計画を策定いたしました。この第3期計画においては、その進捗状況を評価するために、新たに成果指標と目標値を定めています。みどり市社会福祉協議会は、この計画をこれからの地域福祉活動を進める上での重要な道標として、今後も地域福祉に関わるあらゆる方々と連携を取りながらその実践に努めてまいります。地域住民・関係機関の皆様におかれましても、さらなるご協力とご参加をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました策定懇談会委員の皆様をはじめ、地区別座談会やヒアリングなどにご協力をいただきました多くの方々から感謝申し上げます。

令和2年3月

社会福祉法人みどり市社会福祉協議会

会長 柳内光雄

目次

| | |
|--|----|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 4 |
| 3 計画の策定経過および策定体制 | 5 |
| 第2章 みどり市の現状 | 8 |
| 1 年齢層別人口 | 8 |
| 2 地区別人口と高齢化率 | 8 |
| 3 外国人の住民数 | 9 |
| 4 子どもに関する相談区分別割合 | 9 |
| 5 保育園・認定こども園(保育認定)、幼稚園・認定こども園(教育認定)の状況 | 9 |
| 6 要介護認定者の推移 | 11 |
| 7 ひとり暮らし高齢者の推移 | 11 |
| 8 身体障害者手帳所持者数 | 12 |
| 9 療育手帳所持者数 | 12 |
| 10 精神障害者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療(精神通院)受給者数 | 13 |
| 11 生活保護の実施状況 | 13 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 15 |
| 1 計画の基本理念 | 15 |
| 2 計画の基本目標と目指す姿 | 16 |
| 3 計画の体系 | 18 |
| 第4章 地域福祉計画・地域福祉活動計画 | 19 |
| 基本目標1 みんなが輝いて暮らせる地域づくり | 19 |
| 活動方針(1) 安全で安心して暮らせる地域づくり | 19 |
| 活動方針(2) 地域で生活に困っている人への対応 | 23 |
| 活動方針(3) 地域で高齢者・障がい者・子どもを守り支える仕組みづくり | 25 |
| 基本目標2 地域課題が解決へとつながる仕組みづくり | 29 |
| 活動方針(1) 気づきを共有する仕組みづくり | 29 |
| 活動方針(2) 地域住民の課題や相談を包括的に受け止める体制整備 | 31 |
| 活動方針(3) 地域の課題を解決するための公私協働の実現 | 33 |
| 活動方針(4) 福祉に関する情報伝達の充実 | 35 |

| | |
|---------------------------------------|-----------|
| 基本目標3 地域福祉活動の担い手づくり | 37 |
| 活動方針(1) 地域福祉の意識向上と仲間づくり | 37 |
| 活動方針(2) 地域住民が集う拠点整備と既存施設の活用 | 39 |
| 活動方針(3) 地域住民・ボランティア団体・NPO等の地域福祉活動の活性化 | 40 |
| 活動方針(4) 民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備 | 42 |
| 基本目標4 福祉の基盤づくり | 44 |
| 活動方針(1) 地域福祉推進の強化 | 44 |
| 活動方針(2) 地域づくりや福祉課題解決のための財源の確保 | 46 |
| 第5章 地域福祉地区別座談会から | 48 |
| 笠懸中学校地区（笠懸4・5・8～10区） | 48 |
| 笠懸南中学校地区（笠懸1～3・6・7区） | 49 |
| 大間々中学校地区（大間々1～5・9～12・14～17区） | 50 |
| 大間々東中学校地区（大間々6～8・13区） | 51 |
| 東中学校地区（東1～5区） | 52 |
| 第6章 資料 | 53 |

*表記について

障がい…近年、「障害者の『害』という字は、漢字の意味を考えると、人の心身の状態を表す言葉として適切ではない」という意見が聞かれるようになりました。この計画書の中では、障がいのある方の人権をより尊重するという観点から、法令等の固有名称を除いて「障がい」と表記しています。

社協…本書中「みどり市社会福祉協議会」のことを「社協」と表記します。

その他の表記については、国の表記を参考に、株式会社共同通信社発行「記者ハンドブック 新聞用字用語集」に基づき記載いたしました。

第1章 計画策定にあたって



1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

近年の日本では、急速な少子高齢化、人口減少が進み、地域・家庭・職場などで支え合いの基盤が弱まってきています。また、社会的な孤立などの影響により、虐待、引きこもり、貧困などの問題が生じており、これらはさまざまに絡み合って複雑化し、個人や世帯で複数の問題を抱えるなど複合化している状況もあります。さらには、制度の挟間に対する課題や、社会的孤立の課題が浮き彫りとなっている現状もあります。

これまでの福祉は、高齢者・障がい者・児童など、対象ごとの施策充実が図られてきました。しかし、このような社会情勢の中で、公的な支援は「縦割り」から「包括的」に取り組むことが求められるようになり、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり地域のさまざまな課題に向き合い取り組むことで、地域全体の暮らしが向上する地域共生社会の実現を目指していくことが求められています。

(2) 計画策定の目的

第1期・第2期地域福祉計画は、地域の解決すべき課題を的確にとらえ、それらに対応する必要なサービスの質や内容を明らかにし、市民と市との協働体制確立の基本指針とするため策定しました。同様に第1期・第2期地域福祉活動計画は地域福祉の推進役である社協が、市民や関係団体等との協働の基に、これからの地域福祉を推進する仕組みづくりを創造することを目的に策定してきました。

第3期計画策定にあたっては、これまで同様、市と社協は相互に連携・協力し、地域共生社会の実現に向けた国の動向や法改正に基づき、市の地域福祉を取り巻く現状や特性を捉えながら、これからの5年間の地域福祉推進の指針とするべく「第3期みどり市地域福祉計画」と「第3期みどり市地域福祉活動計画」をここに一体的に策定します。

(3) 地域福祉を進めるための圏域

地域には、そこに生活する市民にしか見えない生活課題や、身近でなければ発見しにくい課題があります。生活課題を発見するためには、お互いに顔の見える環境作りが必要であり、それができるような圏域が地域福祉活動の最初の圏域になると考えます。

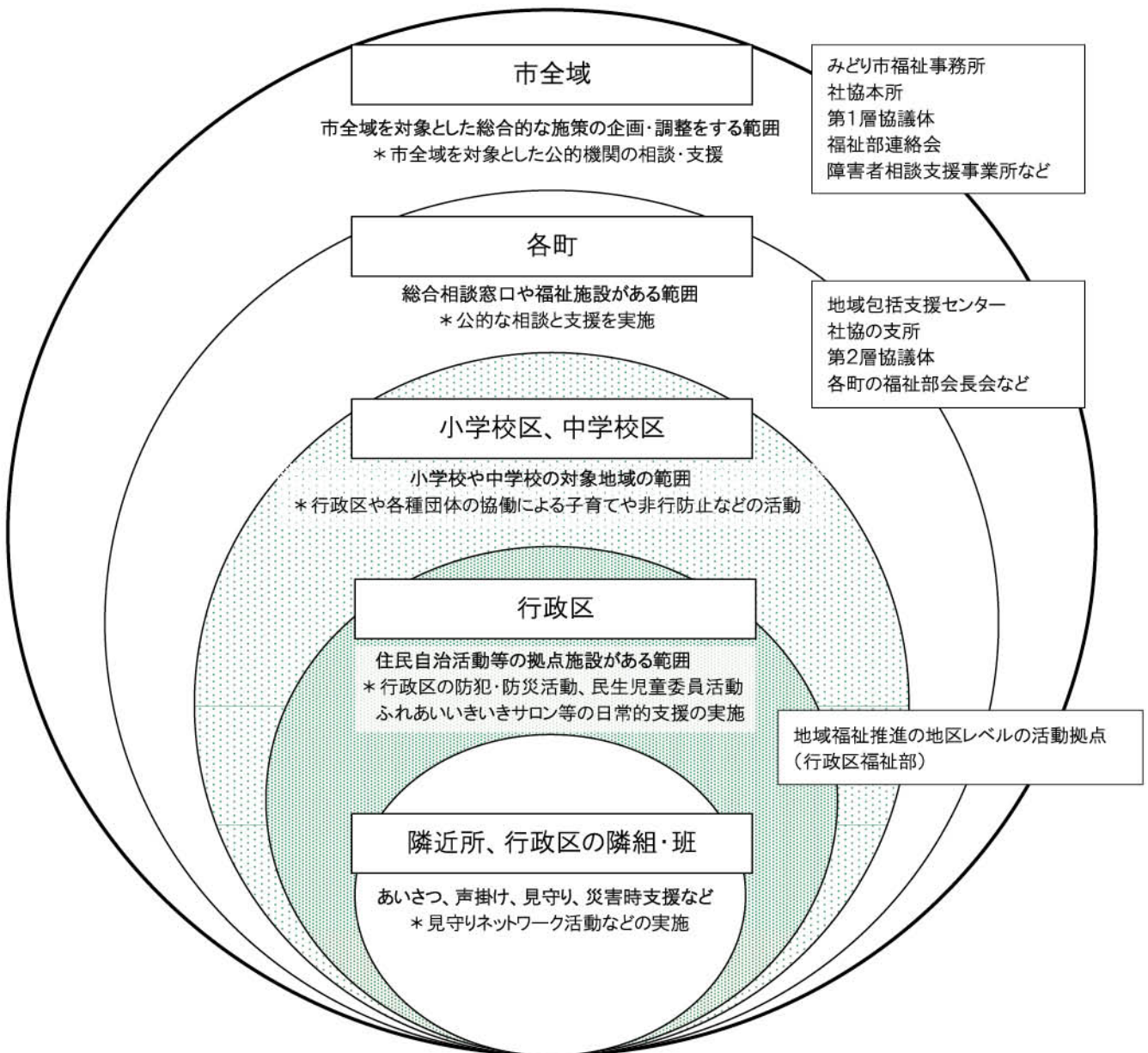
この計画における「地域」とは、隣近所や行政区、小学校単位などの生活圏域としての地域とボランティア、NPO、事業者などの活動の場としての地域があります。単に一定の範囲ではない、重層的な圏域の中で多様な活動が行われる必要があります。

みどり市における圏域の設定については、一番小さい単位を隣組・班として近所づきあいから

始まり、各行政区でのサロンなどの活動推進と各町にある社協の本所・支所を拠点とした福祉活動の情報共有や研究、さらに市全域においては、福祉活動の統一感が図られることをイメージしました。

小学校区、中学校区においては、行政区や各種団体の協働により子育てや非行防止などの活動が行われることを想定しています。

圏域の捉え方



(参考) 社会福祉法より抜粋**(地域福祉の推進)**

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行なうことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であってその区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、・・・(中略)・・・指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

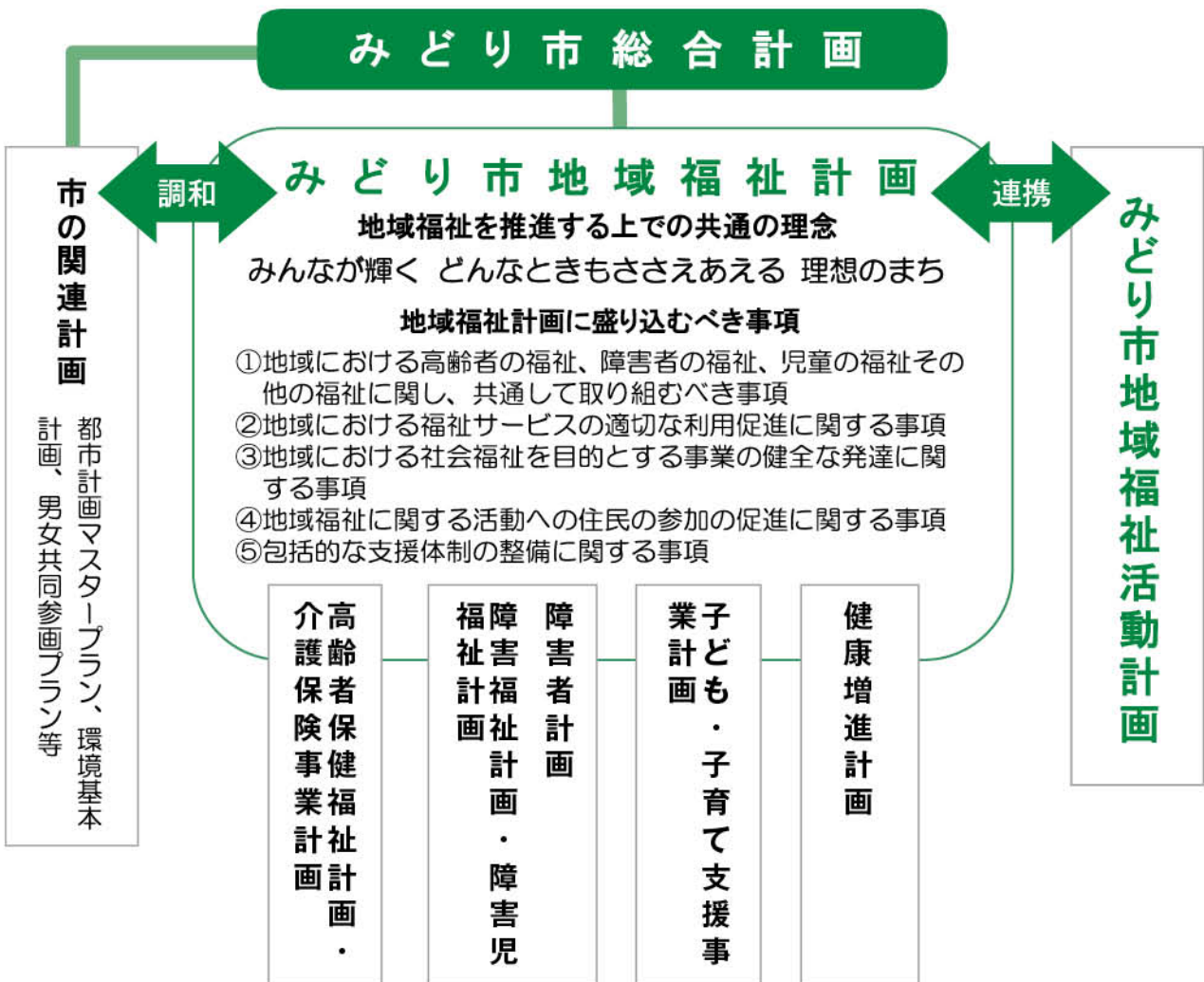
2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

「みどり市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として、地域福祉の推進に関する事項を基本に策定するものです。みどり市総合計画を上位計画とし、高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの分野別計画の上位計画として位置づけ、地域生活課題に関連する市の計画との調和を図っています。

一方、「みどり市地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進役である社協が市民や社協の活動および事業の推進を目的とする団体などとともに取り組むための行動計画となります。地域福祉活動計画の法的根拠はないものの、地域福祉計画とその内容を一部共有したり地域福祉の実現をするために相互に連携を図ることは当然のことと考えられます。

本計画書は「みどり市地域福祉計画」および「みどり市地域福祉活動計画」の両方を含みます。また、群馬県の「地域福祉支援計画」、全国社会福祉協議会の「地域福祉活動計画策定指針」との整合・連携を図ります。



(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、市および市社協を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、必要に応じて部分的変更、見直し、付加などを行うこととします。

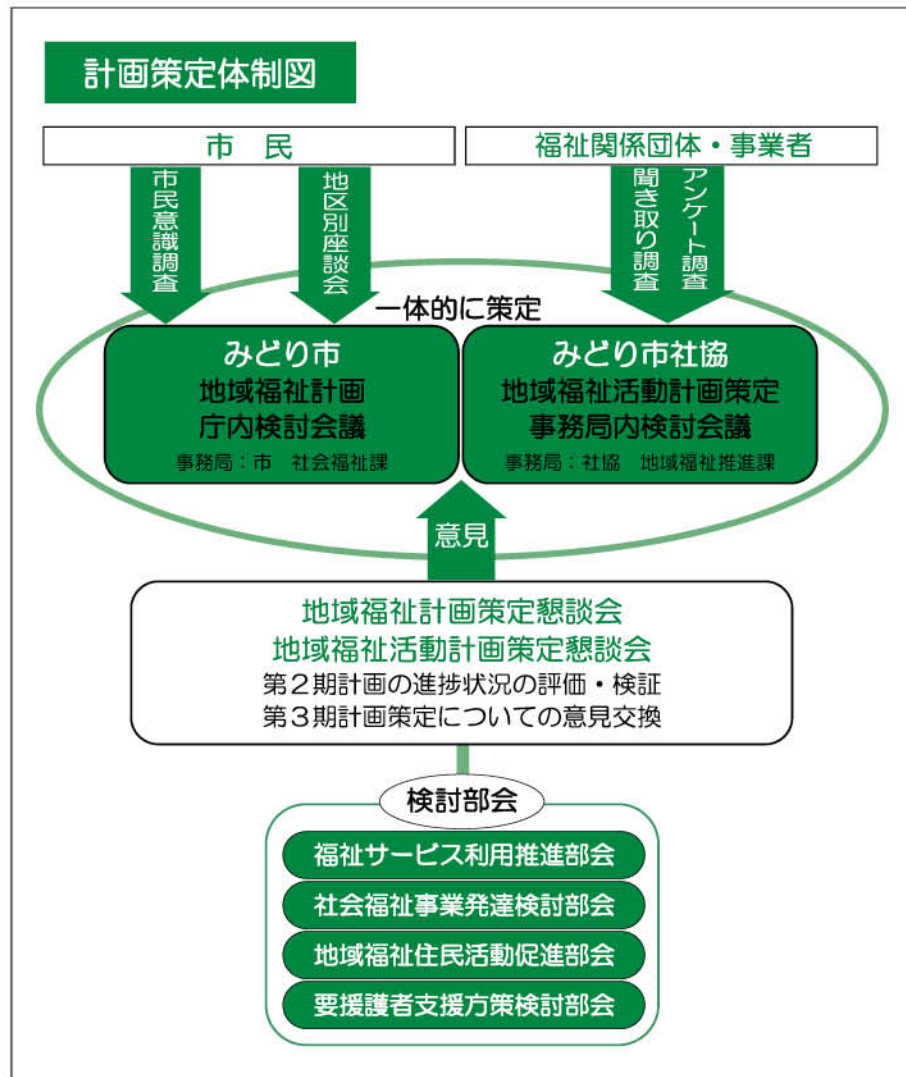
3 計画の策定経過および策定体制

地域福祉計画および地域福祉活動計画の策定にあたっては、地域住民や多様な関係者の参加が重要視されます。計画の策定を通じて、自らの地域の課題を明らかにし、共有を図り、解決に向けての話し合いを行うことで、具体的な仕組みづくりや活動、連携の促進につながります。

このようなことから、みどり市では、平成30年度から令和元年度にかけて市民アンケートによる意識調査、各種機関・団体などの代表者と公募による市民からなる「地域福祉計画並びに地域福祉活動計画策定懇談会」、市内を5地区に分けて2回ずつ開催した「地域福祉地区別座談会」、地域の支え合いの中で支える側で活動する団体への聞き取り調査、高齢者や障がい者（児）、子育て支援に携わる事業者へのアンケート調査などの方法により、市民の視点や地域の考え方を取り入れ、市民参加による計画づくりを行いました。

地域福祉地区別座談会では、カードワーク方式で地域の「良いところ」「気になるところ」について意見が出るようにしたところ、多様な生活課題についてたくさんの意見が出ました。

お互いの意見を知り、解決策を考える過程において、市民自らも福祉活動を実施することが必要になっているという認識のもとに、自分たちで何ができるか、さまざまなアイデアを出していただきました。



● 市民意識調査

- 市民アンケート（18歳以上 3,000人・有効回答数 1,035票）
- 福祉関係団体ヒアリング（27団体）
- 事業所アンケート

| | | |
|-------------|--------|----------|
| 居宅介護支援事業所 | 128事業所 | 回答数 100票 |
| 相談支援事業所 | 4事業所 | 回答数 4票 |
| 地域子育て支援センター | 6事業所 | 回答数 4票 |
| 地域包括支援センター | 3事業所 | 回答数 3票 |



● みどり市地域福祉計画策定懇談会・みどり市地域福祉活動計画策定懇談会会議

各種団体・公募市民など30人の委員で構成される組織で、地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定方法を協議し、市民の意見を踏まえつつ審議・検討を行い、本計画の原案について意見をいただきました。



● 策定懇談会検討部会会議

策定懇談会に、「福祉サービス利用推進部会」「社会福祉事業発達検討部会」「地域福祉住民活動促進部会」「要援護者支援方策検討部会」の4つの部会を設置し、地域における課題を解決するための施策の検討会議を、それぞれ3回にわたり実施しました。



● 地域福祉地区別座談会

地域における身近な生活課題を明らかにするため、中学校区である5地区を対象に、各2回の地域福祉地区別座談会を開催し、延べ249人の市民の皆さんに参加していただきました。

第1回目は、小グループに分かれて、自分たちの地域の「良いところ」と「気になるところ」をあげていただきました。

第2回目は、1回目に出された地域の「気になるところ」に対する解決策について話し合いアイデアを出し合いました。

◎ 地域福祉地区別座談会の区割りと座談会のようす

※写真は上から東中学校地区、大間々中学校地区、大間々東中学校地区、笠懸中学校地区、笠懸南中学校地区。地図上の境界線は実際とは異なる場合があります。



大間々東中学校地区

笠懸中学校地区

笠懸南中学校地区



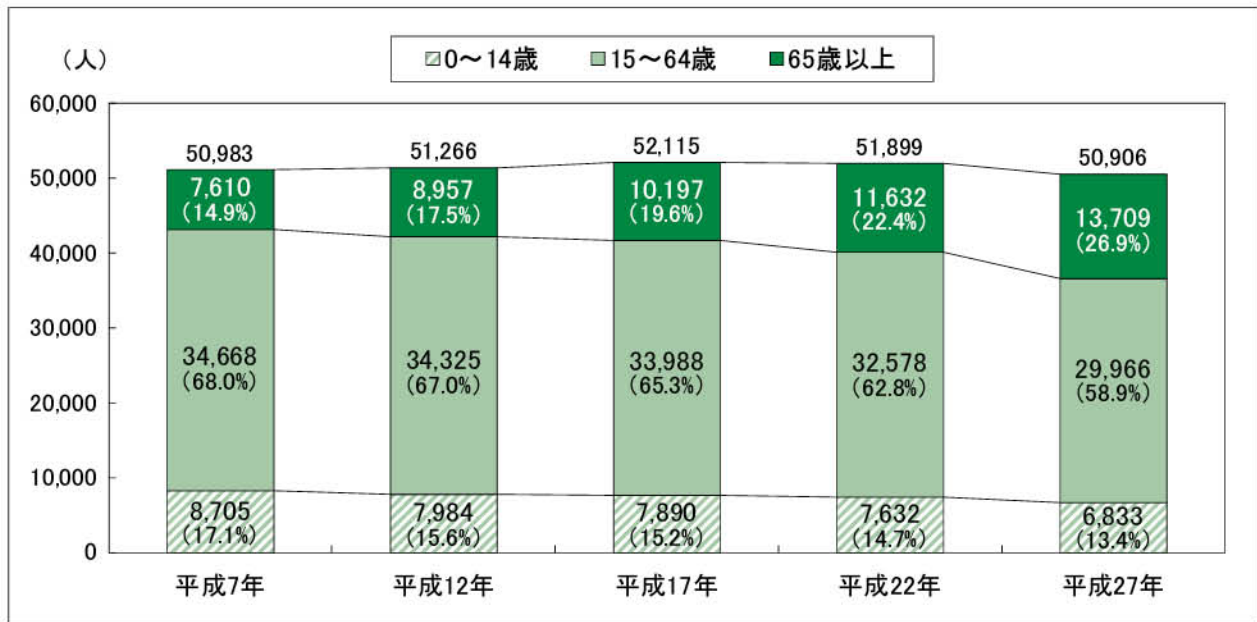
● 情報提供

市および社協の広報で随時提供するとともに、パブリック・コメントを実施しました。

第2章 みどり市の現状

1 年齢層別人口

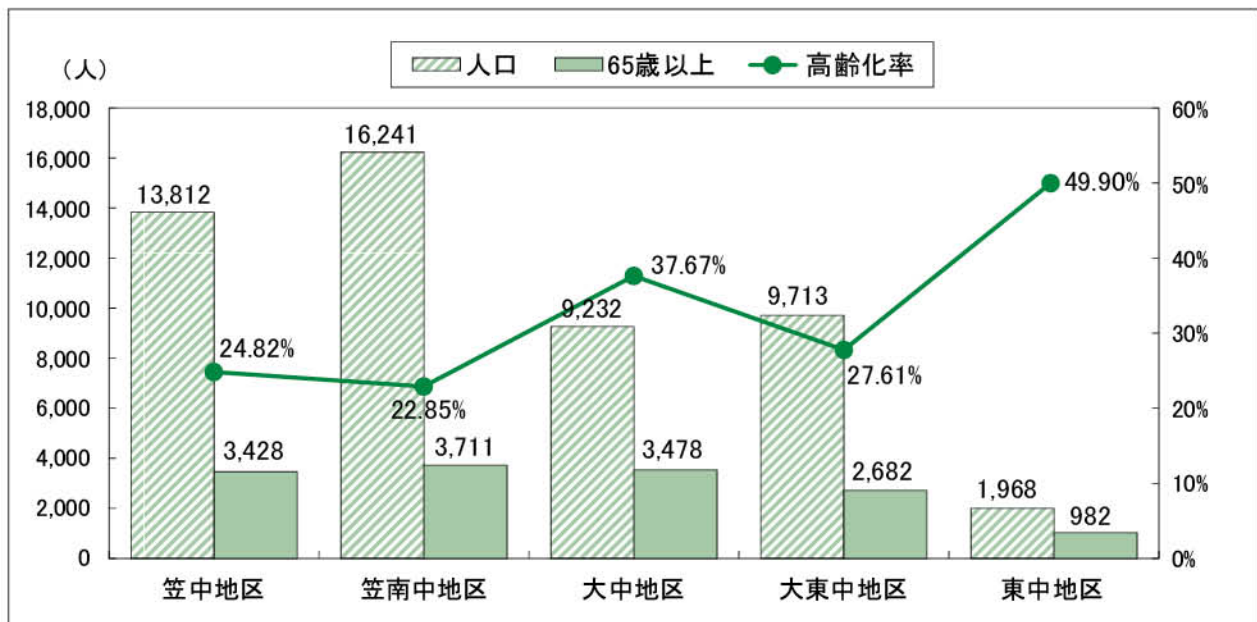
市の人口の動きをみると、平成17年から緩やかな減少傾向になっています。年齢構成別に見ると、0～14歳の人口と15～64歳の人口が減少し、65歳以上の人口が増加しています。



※平成17年度以前のデータについては、合併前の旧町村別データを使用しています。資料：国勢調査

2 地区別人口と高齢化率

地域福祉地区別座談会を実施した5地区の人口は、東中学校地区の1,968人から笠懸南中学校地区の16,241人と大きな違いがあります。高齢化率においては、東中学校地区が49.90%と最も高く、笠懸南中学校地区が22.85%と最も低くなっています。このような状況から、地区における課題の内容も異なり、地区の実情に合った取り組みが必要となっています。



3 外国人の住民数

市内に住む外国人の人数は、毎年増加傾向にあり、平成30年度は764人でした。

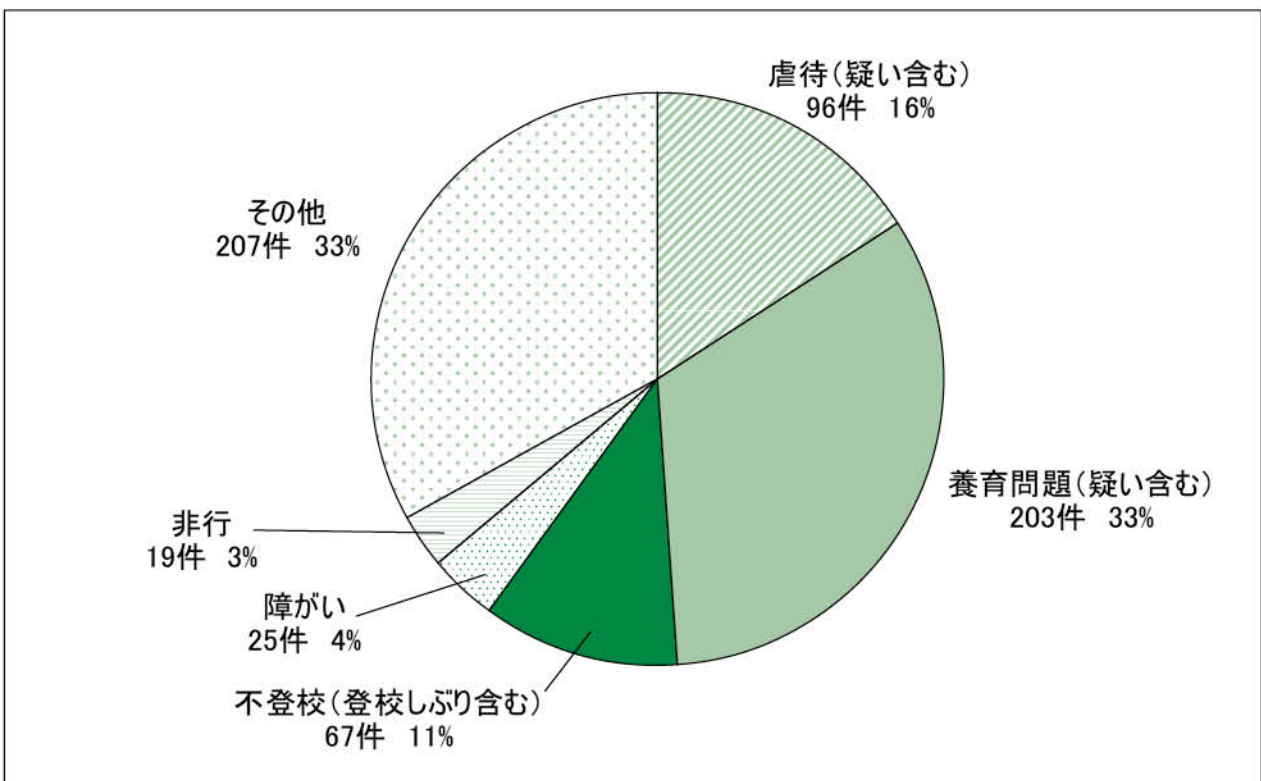
| 年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人数 | 527人 | 556人 | 631人 | 694人 | 764人 |

資料：市民課 各年度12月末日現在

4 子どもに関する相談区分別割合

こども課家庭児童相談室 平成30年度実績（件数合計：617件）

その他には、生活相談・家庭不和・学校不信・友人関係などが含まれます。



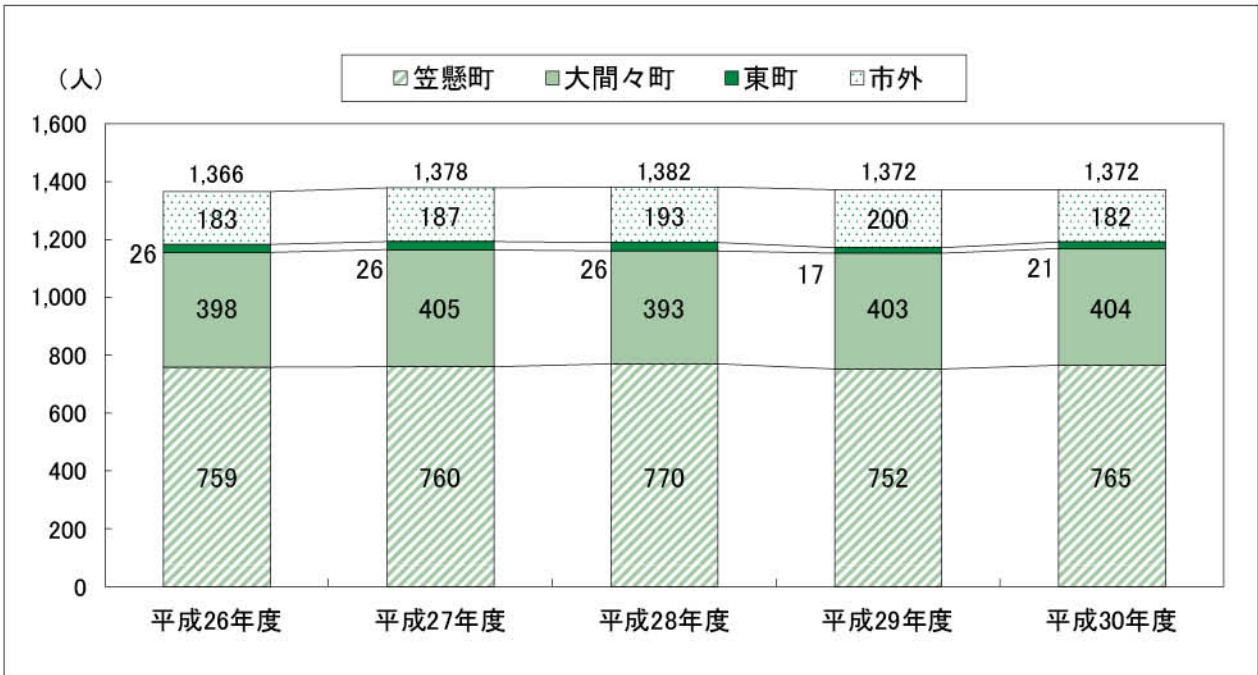
資料：こども課 平成30年4月～31年3月

5 保育園・認定こども園（保育認定）、幼稚園・認定こども園（教育認定）の状況

市内の保育園・認定こども園（保育認定）の入園児数は、市全体、また地域ごとの状況においても、横ばいの傾向を示しています。

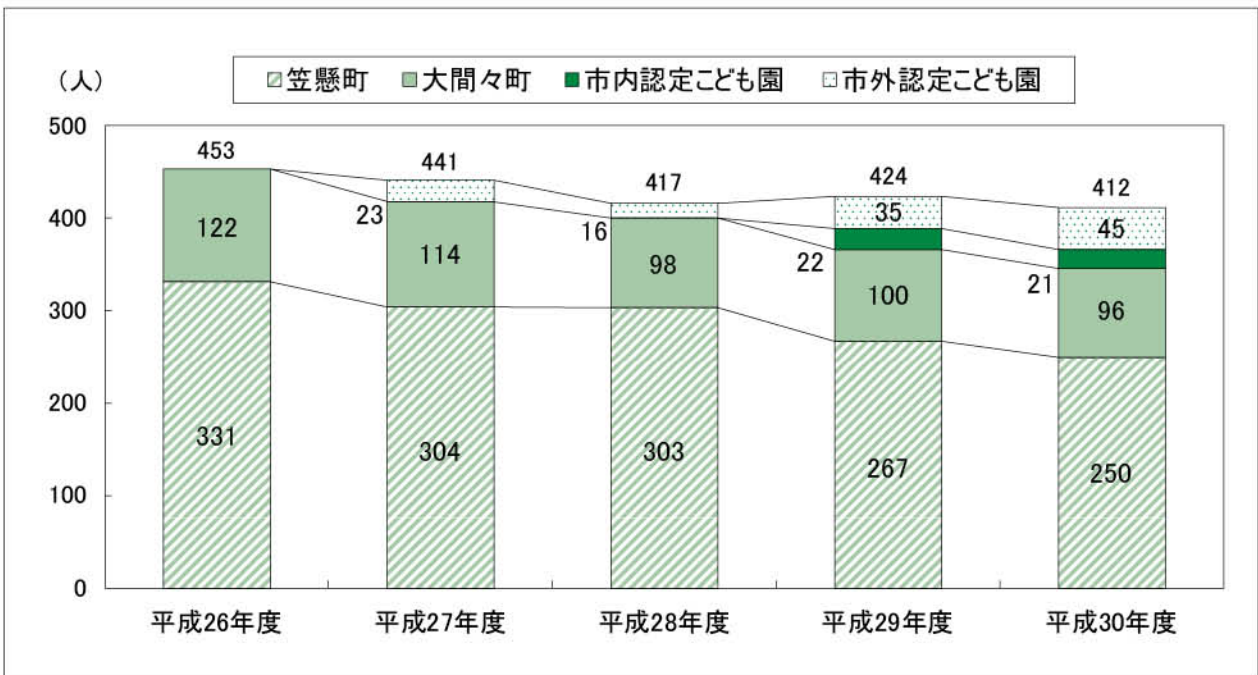
幼稚園・認定こども園（教育認定）においては、平成27年度から認定こども園が新たに加わりましたが、入園児の状況は減少傾向となっています。

◎保育園・認定こども園（保育認定）の入園児の状況（施設所在地別）



資料：こども課 各年度4月1日現在

◎幼稚園・認定こども園（教育認定）の入園児の状況（施設所在地別）

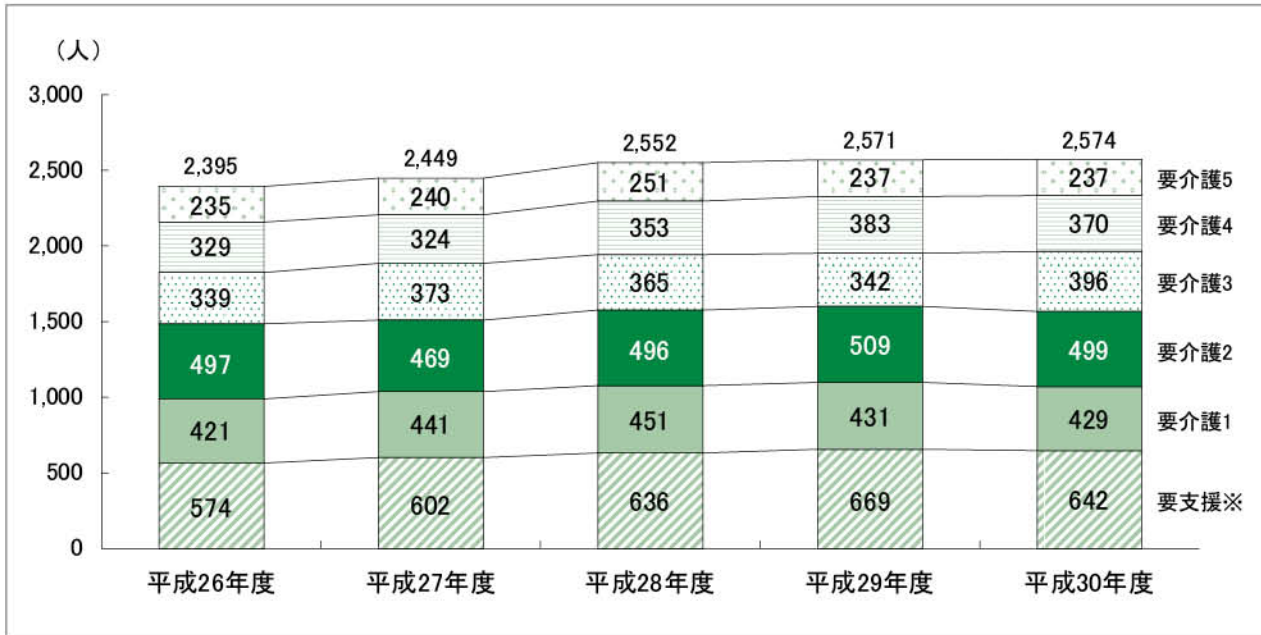


※ 東地区に幼稚園はありません。市内認定こども園に笠懸幼稚園入園児数は含みません。

資料：こども課・学校教育課 各年度5月1日現在

6 要介護認定者の推移

介護保険の要介護認定者数は、制度開始以来増加を続け、平成30年4月現在では2,574人となっており、5年前と比較すると179人、約7.5%の増加となっています。

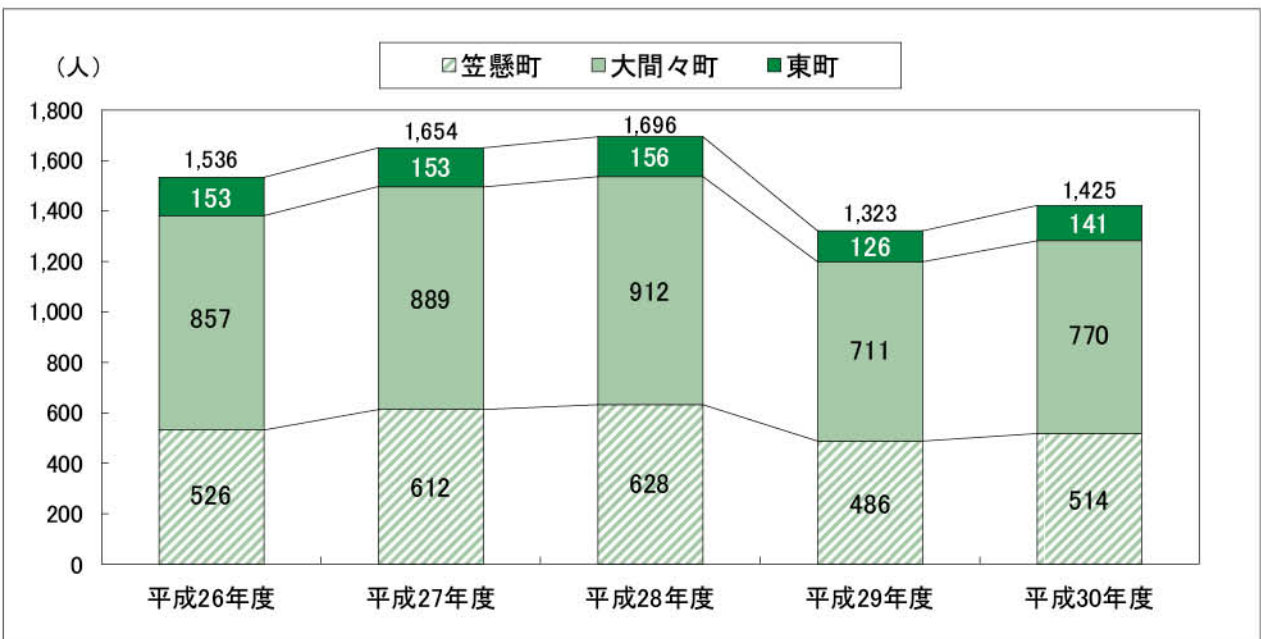


※「要支援」については、要支援1・2の合計

資料：介護高齢課 各年度4月1日現在

7 ひとり暮らし高齢者の推移

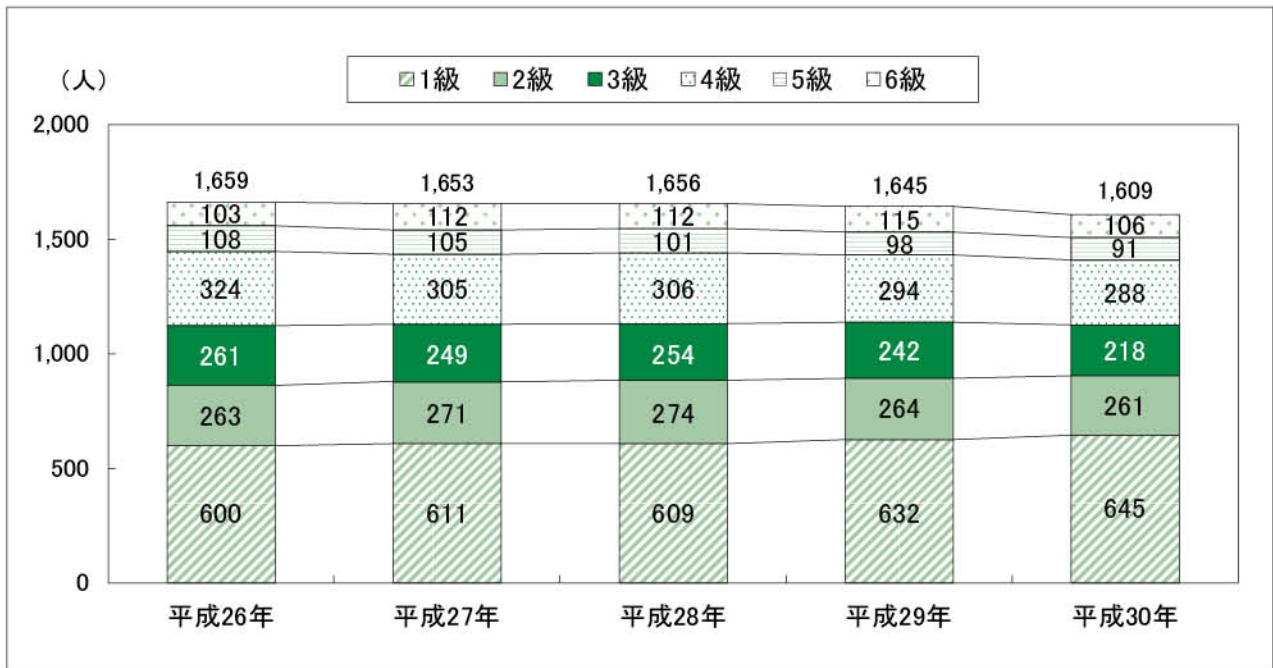
ひとり暮らし高齢者はこれまでの右肩上がりから平成29年に減少に転じました。これは、調査対象年齢が65歳から70歳に引き上げられたことによるものです。



資料：介護高齢課 ひとり暮らし高齢者基礎調査 各年度6月1日現在

8 身体障害者手帳所持者数

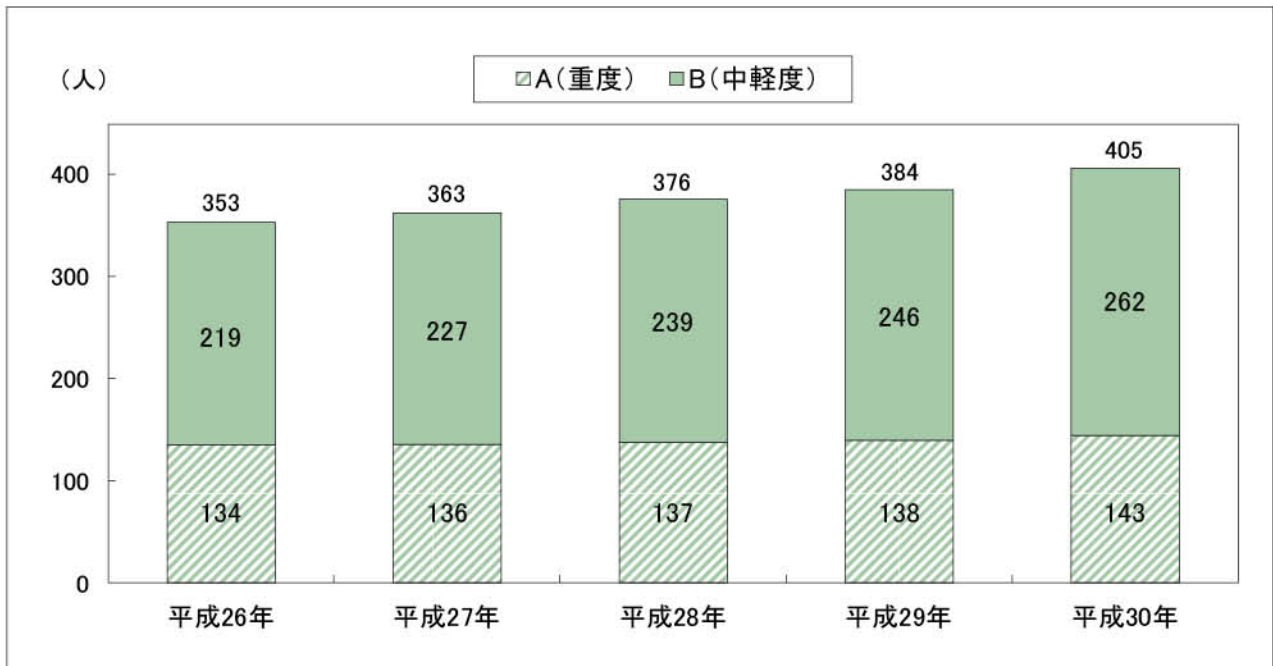
身体障害者手帳の所持者は、平成26年からの推移を見るとやや減少傾向にあります。



資料：社会福祉課 各年3月31日現在

9 療育手帳所持者数

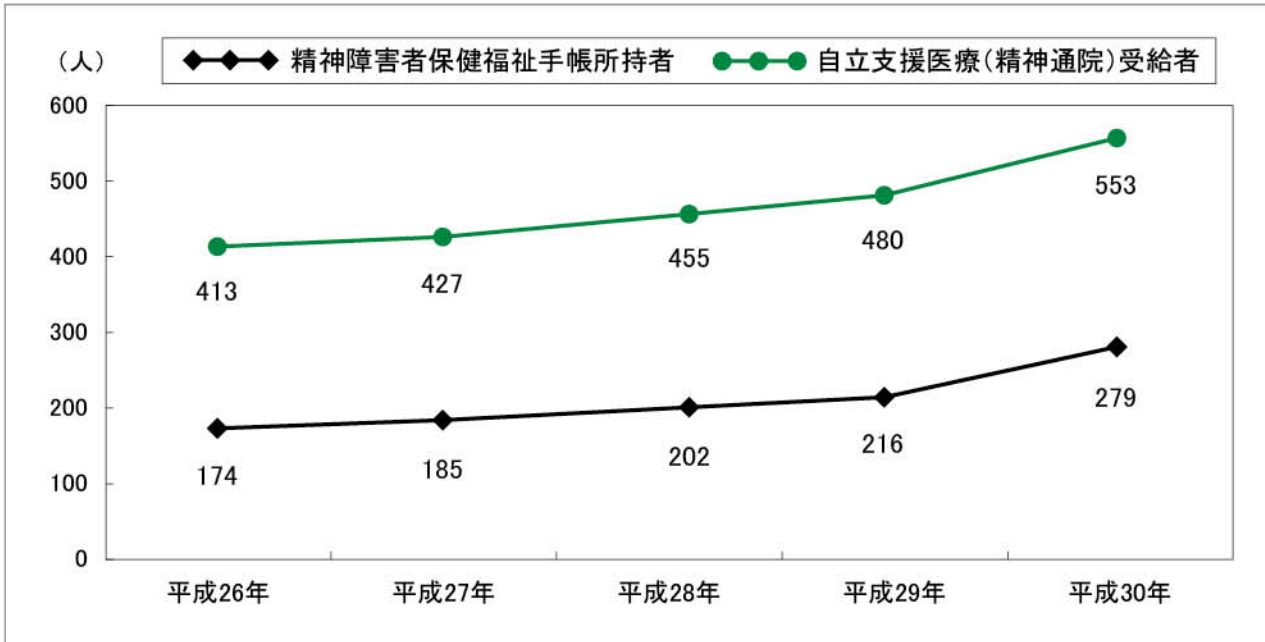
療育手帳の所持者は、平成26年からの推移を見ると増加傾向にあります。



資料：社会福祉課 各年3月31日現在

10 精神障害者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療(精神通院)受給者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療(精神通院)受給者数ともに、平成26年からの推移を見ると増加傾向にあります。

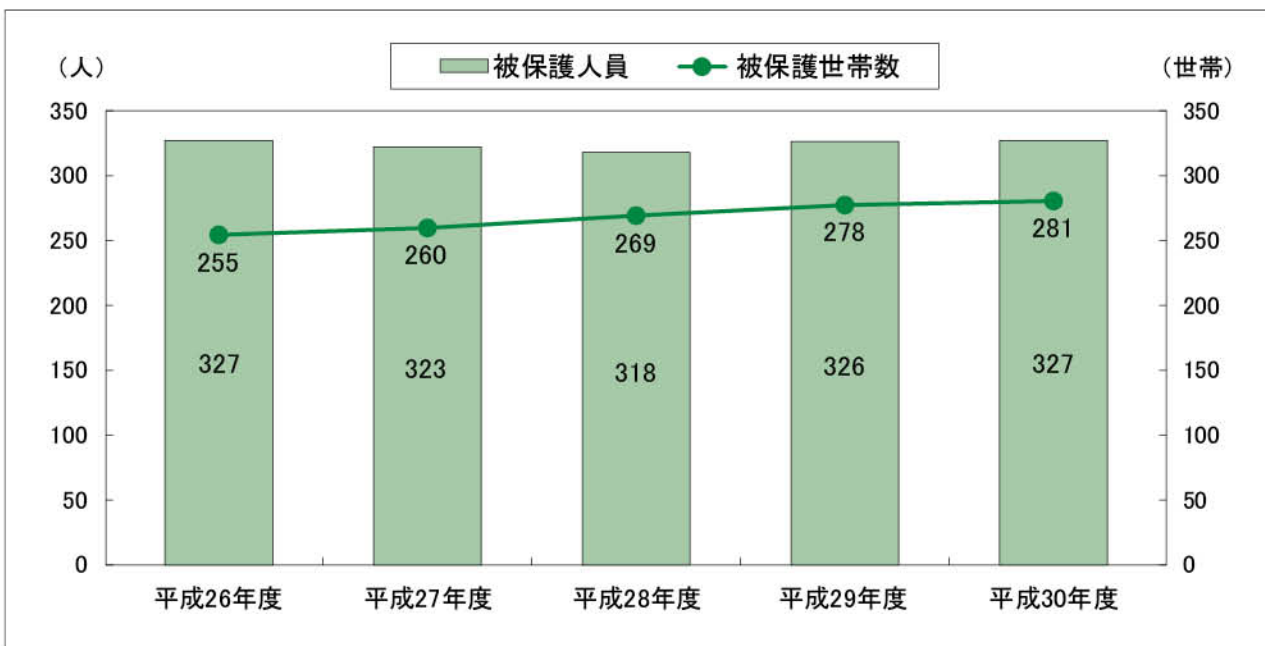


資料：社会福祉課 各年3月31日現在

11 生活保護の実施状況

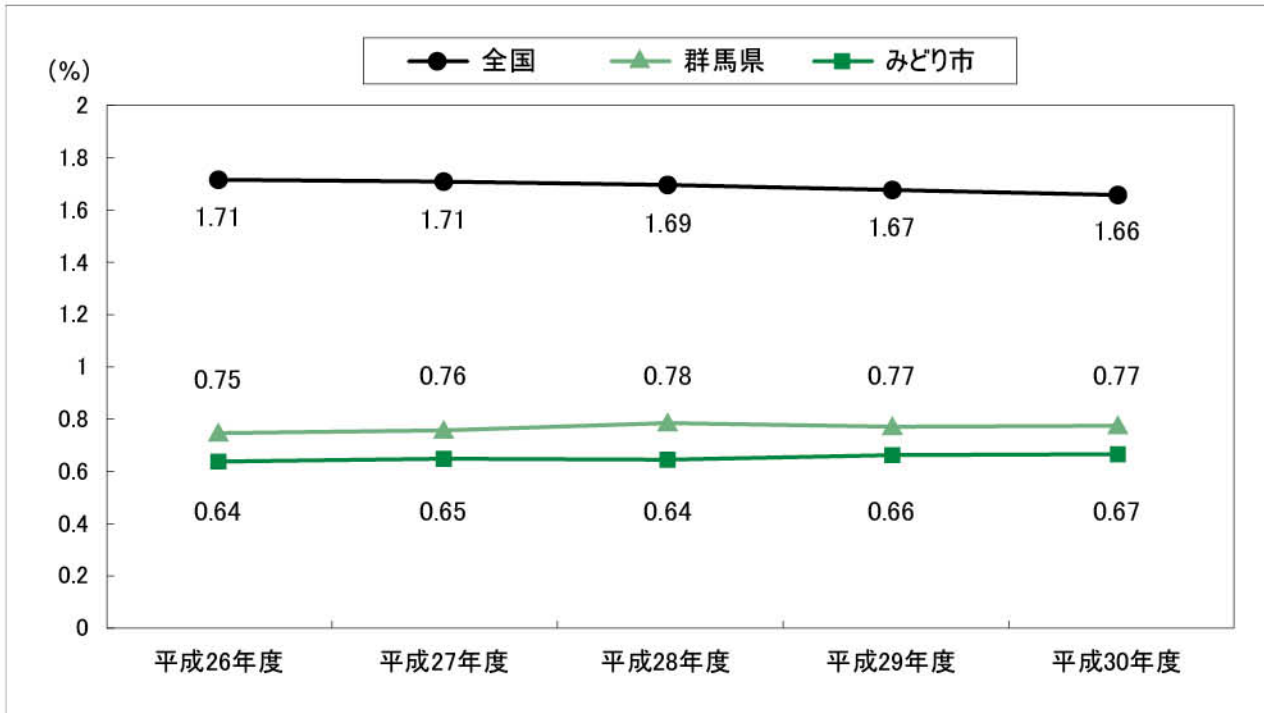
生活保護の被保護人員は横ばいですが、被保護世帯数は増加傾向にあります。

◎生活保護の被保護人員・被保護世帯数推移



資料：社会福祉課 各年度3月31日現在

◎生活保護率の推移



資料：社会福祉課 各年度3月31日現在

第3章 計画の基本的な考え方



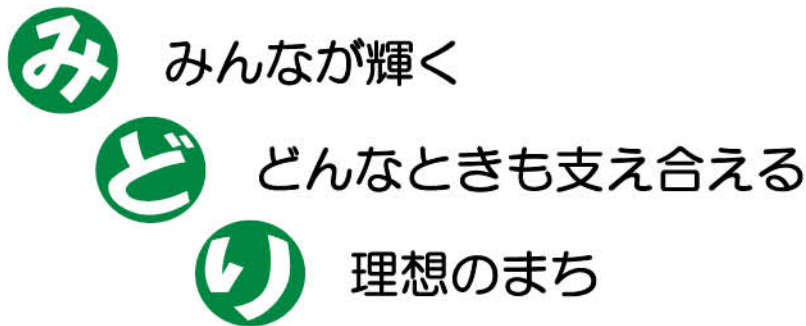
1 計画の基本理念

私たちは地域の一員として、地域の人たちと協力して生活しています。地域には、子ども、高齢者、障がい者など支援が必要な人や、サービス事業者、各種団体、NPOやボランティア活動をしている人などさまざまな人たちがいます。

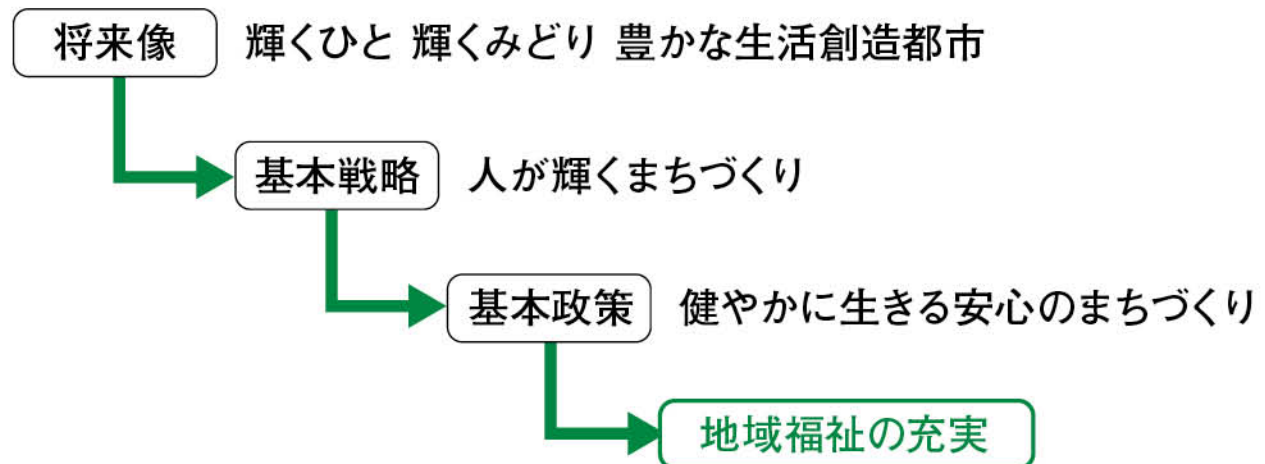
誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができ、誰もがいきいきと生活できるみどり市にするためには、支え合い、学び合い、協働する仕組みをつくることが求められています。

市および市社協は、本計画の基本理念（キャッチフレーズ）について、第1期・第2期の基本理念を継承し、『**みんなが輝く どんなときも支え合える 理想のまち**』とし、市民、関係機関などと連携・協働しながら実現に努めます。

《地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念》



《みどり市総合計画における位置づけ》



2 計画の基本目標と目指す姿

基本理念の実現に向けて、第3期計画の最終年度である令和6年度に達成すべき基本目標を掲げ、その達成に向けてそれぞれの活動方針を実施していきます。（□枠内は、国が示した市町村地域福祉計画の策定ガイドラインの「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」、()内はその該当項目になります。）

基本目標1 みんなが輝いて暮らせる地域づくり

【目指す姿】誰もが地域を構成する一員であることを認識し、近所づきあいや地域のつながりを深める中で、地域の課題に早期に気づき、その解決のために活動します。

- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項 (①-イ)
 - 制度の狭間の課題への対応の在り方 (①-ウ)
 - 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制 (①-I)
 - 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方 (①-カ)
 - 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方 (①-キ)
 - 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方 (①-ク)
 - 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方 (①-ク)
 - 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方 (①-ジ)
 - 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方 (①-サ)

基本目標2 地域課題が解決へとつながる仕組みづくり

【目指す姿】地域内の課題や情報を共有できる圏域が設定されていて、充実した福祉のネットワークやサービスにより、地域で支援が必要な人へ、必要となった時に、必要な支援がつながります。

- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項 (①-ア)
 - 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開 (①-カ)
 - 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理 (①-ス)
- 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項 (②)
- 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 (③)
- 包括的な支援体制の整備に関する事項 (⑤)

基本目標3 地域福祉活動の担い手づくり

【目指す姿】障がいの有無や年齢にかかわらず、住民が地域福祉に関する高い意識を持ち、積極的に地域福祉活動に参加します。

- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用（①-㉓）
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項（④）

基本目標4 福祉の基盤づくり

【目指す姿】地域福祉を長期にわたり継続的に推進していけるよう、体制、財源両面での確保を目指します。

- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進（①-ㄱ）
 - 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制（①-㉓）
 - 全庁的な体制整備（①-ㄴ）
- その他（⑥）

3 計画の体系

基本理念

基本目標

活動方針

みんなが輝く
どんなときも支え合える
理想のまち

1 みんなが輝いて
暮らせる地域づくり

- (1) 安全で安心して暮らせる地域づくり
- (2) 地域で生活に困っている人への対応
- (3) 地域で高齢者・障がい者・子どもを守り支える仕組みづくり

2 地域課題が解決へと
つながる仕組みづくり

- (1) 気づきを共有する仕組みづくり
- (2) 地域住民の課題や相談を包括的に受け止める体制整備
- (3) 地域の課題を解決するための公私協働の実現
- (4) 福祉に関する情報伝達の充実

3 地域福祉活動の
担い手づくり

- (1) 地域福祉の意識向上と仲間づくり
- (2) 地域住民が集う拠点整備と既存施設の活用
- (3) 地域住民・ボランティア団体・NPO等の地域福祉活動の活性化
- (4) 民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

4 福祉の基盤づくり

- (1) 地域福祉推進の強化
- (2) 地域づくりや福祉課題解決のための財源の確保